

印度、埃及海峽殖民地等は本國と氣候を異にして居るから眞の領土とすべきものでない、又各國の内亂を見るに、多くは其國內の北と南との争であるが、之も氣候の一致しないのが一因である。

日本は現今は世界の強國中唯一の不等温國であるけれども、此國が南北に膨脹したのは極めて最近のことであつて、歴史上永い間殆んど同緯度にあつた。又今後も此法則に滿れないで、必ず東西に其勢力を延ばすに至らん、現に此國民は西方朝鮮を取りて盛んに滿洲、支那に鋒を向け、東は遙く我がカリフォルニアまで發展しつつあり。此滿洲支那の方面へは種々の事情に由り充分に延びることが出来ないかも知れぬが、北米の太平洋沿岸の如きは日本人の侵入に最も都合の好い土地であるから、大いに警戒すべきである云々、さて等温強國説を基として日本の東進の恐るべきを論じて居る。從來此種の問題を取扱へるものには Control of tropics 及び Social evolution の著者 Benjamin Kidd 氏等がある、氏の如きは本論文の趣旨とは寧ろ正反對で、一國の強盛は一に熱帯地方を領有するに在りさまで云つたことがある、何れも自説に都合のよいやうな例證のみを挙げ、論旨も聊か牽強の嫌があつて、全く首肯することは出来ないが、此等を相對立させて見ると興味がないでもなく、又ハンチントンといひ此のハルバーといひ、氣候と人文の問題に日本を對象とするものが多くなつたのは注意すべきことである。(田中)

### ●古蹟調査之榮

熊本縣教育會

本書は昨年十月、熊本縣教育會が、同縣に於て史蹟調査保存の事業に着手しつゝあるを機として、一般に史蹟の概念を興へ、其の事業に便にせんが爲に縣の史蹟調査委員諸氏に囑托して編纂せしめたるものなり。ホケット形百八十四頁の小冊子なるが、第一章石器時代の遺物遺蹟、第二章古墳の形式と其の遺物より、一般墳墓の沿革、葬儀の變遷、塔の形式、神社と其の建築の沿革、古寺堂、佛像彫刻の様式、古城址等の遺蹟を記し、神話傳説の解釋、天然記念物に亘る諸方面の概論を載せ、なほ卷末には十枚の遺蹟遺物の寫眞版を附して本文との對照に供へたる頗る便利なる書なり。さて是等記事の半は國史大辭典其他二三の書より採萃せるものに係り他の部分に就ても事項に依りて筆者を異にせるを以て、精粗必ずしも一ならず、其の記事の如きまた専門的見地よりせば多少の議すべきあるも、大體採擇配列の當を得、殊に實例として挙げたる遺蹟遺物は主として縣下のものなるは此の書の性質上適當なる事にて之に依り本書の目的は充分達せらるべし。而して其の同縣に最も多き一種の彫刻ある古墳を一括して記して、之を圖示せるは一般研究者にとりても興味を惹くこと少なからず。たゞ附圖の遺物の或物が正確を缺けるは此の書の缺點なるべきか。近年我國各府縣に於いて史蹟保存の調査の行はるゝ所少なからざるが、斯くの

如き書を編して先づ縣民に其の概念を興へ、其の事業を根本的になせるは他に例を聞かず、本書は此の方面より見て一層意義を有するものと云ふべきなり。尙ほ此の書は非賣品なるも、特志家には熊本縣教育會に申込み實費を以て分與せらるべしと云ふ(梅原)

● 雜誌

● 五箇條御誓文の由來 子爵 金子堅太郎

(國學院雜誌第二十二卷第二號所載)

徳川慶喜大政を返還し奉り、當時、子爵由利公正(當時、三岡八郎)は王政維新の名分方針に就て岩倉具視公を訪問したる歸途、ふと心附きしまゝ、鼻紙に筆を走らせしものは即五箇條御誓文案の起源にして、同子爵死後、未亡人の示されたる三徳(紙入)中より該草案を發見せり。そはもと「議事之體大意」と前記して、一庶民志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す、一士民心を一にして盛に經綸を行ふを要す、一智識を世界に求め廣く、皇基を振起すべし、一貢士期限を以て賢才に讓るべし、一萬機公論に決し私に論するなかれの五箇條の末に「諸侯會盟之御趣意右等之筋に可被申出哉。大赦の事 一列侯會盟の式 一列藩巡見使の式」と記されたるものなりしを、由利子は更に福岡藩次兵、即子爵福岡孝悌に修正を依頼し、公卿の反對、木戸孝允の奏議ありて、終に慶應四年三月十四日を以て所謂五箇條御誓文の發表を見るに至れり。然るに

こゝに言へる由利子の原案に就て見るも、王政復古の精神とは不相應に平片主義の傾向を含有せる思想を認め得べし、而して其思想の源流に就ては私見を以てするに、横井平四郎(小楠)の所説を承くるものなるべし、平四郎は嘉永四年、由利子の國越前に至り經書の義を釋くと共に日本の時務に就ても大に論ずる所ありしが其時講者の一人たりし子は其所説に感激する所ありて師弟の約を結び、平四郎は其後一旦肥前藩に歸りしも、越前侯の懇望により再び越前に來りて政治上の顧問に備り、萬延元年越藩施政の方針を決定せんが爲め、「國是三論」を著したりしが、其一節に墨利堅に於ては、華盛頓以來三大規模を立て、一は天地間の慘毒殺戮に超むたるはなき故天意に則て宇内の戰爭を息るを以て務とし、一は智識を世界萬國に取て治教を裨益するを以て務とし、一は全國の大統領の權柄賢に讓て子に傳へず」云々とあるは「智識を世界に求め」の章と酷似し「英吉利に有つては、政體一に民情に本づき官の行ふ處は大小となく必民衆に讓り(中畧)出戎出好(宣戰詔和の事)も亦然り」とあるは、萬機公論に決すといふ御誓文の箇條と意味を同じうす。小楠の感化を受け、小楠に私淑したる由利子は必ずや此國是三論を讀破したるなるべく、然らば同子草案の章句が、何れに準據せるかは略々窺知し得べしと信ず。

● 天鳥船

米田庄太郎